

事 務 連 絡
平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（平成30年5月24日保医発0524第2号）等により、平成30年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

鍼灸・マッサージに係る療養費関係

【支給申請書関係】

(問 1) 往療料の改定により、支給申請書の様式が変更となったが、印刷済みの従来の支給申請書がなくなるまでの間、従来の様式を使用して差し支えないか。

(答) 従来の様式を訂正する必要はなく、従来の様式をそのまま使用して差し支えない。
なお、この場合、往療距離が片道4kmまでの場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄に改定後の往療料の金額「2,300円」と往療の回数を記載し、また、往療距離が片道4kmを超えた場合には、従前の様式の「加算」の欄に改定後の往療料の金額「2,700円」と往療の回数を記載する。

(問 2) 往療料の改定により、支給申請書の様式が変更となったが、印字する支給申請書の様式が従来の様式であり、様式の修正が困難な場合、従来の様式を使用して差し支えないか。

(答) 従来の様式を訂正する必要はなく、従来の様式をそのまま使用して差し支えない。
なお、この場合、印刷済みの従来の支給申請書への記載方法により記載する。

(問3) 往療料の改定により、往療料の金額が変更となったが、支給申請書の作成の際に改定前の金額が印字されるなど改定後の往療料による金額の記載が困難な場合、どのように記載すればよいか。

(答) 印刷済みの従来の支給申請書への記載方法によるのが困難な場合、往療距離が片道4kmまでの場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄と「加算」の欄に合計で2,300円となるよう記載し、また、往療距離が片道4kmを超えた場合には、従来の様式の「往療料2kmまで」の欄と「加算」の欄に合計で2,700円となるよう記載する方法によっても差し支えない。

なお、この方法によっても改定後の往療料による金額を記載することが困難であり、金額の訂正の必要がある場合は、取消線で抹消し正しい金額を記載すること（訂正印は不要）。